

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日、
日曜日のときは、
翌日)

目 次

◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
◇告 示 字の区域の変更等

生活保護法による医療機関の指定、
生活保護法による指定医療機関の廃止
解除予定の保安林(三件)
土地改良区の設立の認可
土地改良法による換地処分
土地改良区の解散
土地改良事業計画の適否の決定(三件)
土地改良事業の認可(五件)
◇教委訓令 教育委員会事務局職員員の任免発令規程の一部を改正する訓令

訓 令

鳥取県訓令第六号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和五十年十月鳥取県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表中 佐治川ダム管理事務所 賀祥ダム建設事務所

中部農業開発事業所 賀祥ダム建設事務所

め、同表病院の項中

課長 事務長

を

課長 室長

事務長

に、

婦長でできない場合は、総婦長

を

婦長でできない場合は、室長

総婦長 できない

長 事務長

に改める。

附則
この訓令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による大山町上野福尾地区の換地処分
の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和四十六年十月一日現在の地番による。）

上野字東河原田

上野字東河原田のうち五の一部、一九の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上野字西河原田二二の一部、二三の一部、二四の一部、二五の一部、二五の二、二六の一部、二七の一部、三七の一部、三八及びこれらと一体をなす国有地

上野字東河原田五の一部、一九の一部、二〇の一部及び

上野字西河原田

これらと一体をなす国有地並びに上野字西河原田のうち二一の一部、二三の一部、二四の一部、二五の二の一部、二五の二、二六の一部、二七の一部、三七の二の一部、三八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

上野字恵吾田

上野字恵吾田のうち四五、四六、四七の二の一部、四七の二、五一から五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上野字夏免五九の一部、六〇の一部、六一、六二の一部、六三の一部、六七の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに所子字新宮七〇〇及びこれと一体をなす国有地

上野字夏免

上野字恵吾田四七の二の一部、五一から五三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上野字夏免のうち五九の一部、六〇の一部、六一、六二の一部、六三の一部、六七の二の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上野字立石七〇の一部、七一の一部、七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上野字藍場八二の二、八三の二及びこれらと一体をなす国有地

上野字立石

上野字夏免六七の一部及びこれと一体をなす国有地、上野字立石のうち七〇の一部、七一の一部、七二の二の一部、七二の二、七七の二、七八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上野字狐塚一一二の四、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地

上野字恵吾田四五、四六、四七の二及びこれらと一体を

<p>上野字 藍場</p>	<p>なす国有地、上野字藍場のうち七九から八一まで、八二の一の一部、八二の二、八三の二、八九の一部、九〇の一部、九一、九二の一部、九三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字野際一三二の一部、一三三の一部、一三三、一三四、一三五から一三七までの一部、一四三から一四五までの一部、一四六、一四七の一部、一四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字上屋敷一二七の一の一部、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字地藏本一四九の一部、一五四から一五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上野字 古城</p>	<p>上野字立石七二の二、七七の二、七八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、上野字藍場七九の一部、八〇の一部、八一、八二の一の一部、八九の一部、九〇の一部、九一、九二の一部、九三及びこれらと一体をなす国有地、上野字古城のうち九七の一部、九八、九九の四、一〇〇の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字岩屋田六八の一部、六九の一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字野際一三五の一部、一三七の一部、一四〇の一部、一四一、一四二から一四五までの一部、一四七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上野字 狐塚</p>	<p>四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに上野字狐塚のうち一一二の四、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>上野字 村屋敷</p>	<p>上野字村屋敷のうち二二二の三以外の区域</p>
<p>上野字 代官原</p>	<p>上野字村屋敷二二二の三の一部並びに上野字代官原のうち二二七、二二八から二三〇までの一部、二二二の一部、二三四の一の一部、二三五、二三六の一部、二三七の一の一部、二三七の二の一部、二三七の三、二三七の四、二三八の一部、二三九の一の一部、二四〇から二四四の二まで、二四五から二四九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>福尾字 上大屋</p>	<p>福尾字上大屋のうち二の二、三の一部、六から八までの一部、一九の二の一部、二二の一部、二三の一部、二四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字榎垣二五の一部、二六の一部、三〇の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字冷り三六の一部並びに上野字代官原二三八の一部、二三九の一の一部、二四〇から二四四の二まで、二四五から二四九までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上野字 立石七八の一の一部、上野字藍場七九の一部、八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、上野字古城一〇</p>	<p>福尾字上大屋一九の二の一部、二二の一部、二三の一部、二四及びこれらと一体をなす国有地、福尾字榎垣二五から三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字田中六二の一部及びこれと一体をなす国有地、上野字村屋敷</p>

<p>福尾字堂ノ上</p>	<p>福尾字田中</p>	<p>福尾字榎垣</p>
<p>福尾字冷り四〇の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字堂ノ上四二から四五までの一部、四八の二、四九の二、五一の一部、五二の一部、五三から五六まで及びこれらと一体をなす国有地、福尾字田中五七から五九までの一部、六〇及びこれらと一体をなす国有地、福尾字岩屋田六八から七〇までの一部、七一、七二の一部、七</p>	<p>福尾字榎垣二七から三一までの一部、三二、三三及びこれらと一体をなす国有地、福尾字冷り三四の一、三四の二、三五、三六の一部、三七の一部、三八、三九、四〇の一部、四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字堂ノ上四二の一部、四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字田中のうち五七から五九までの一部、六〇、六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字岩屋田六八の一部、七〇の一部、七二の一部、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、上野字古城九七の一部、九八、九九の四、一〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上野字代官原二二七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>二二二の三の一部並びに上野字代官原二二七から二三〇までの一部、二三二の一部、二三三の一部、二三四の一部、二三五、二三六の一部、二三七の一の一部、二三七の二の一部、二三七の三、二三七の四、二三八の一部、二三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字地蔵本</p>	<p>福尾字上屋敷</p>	<p>福尾字門田</p>
<p>福尾字冷り三六の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字堂ノ上四二から四五までの一部、四六</p>	<p>福尾字野際一四八の一部並びに福尾字地蔵本のうち一四九の一部、一五四から一五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>福尾字堂ノ上五一の一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字門田のうち八一から八五までの一部、八七の一部、八八の一部、九二の一部、九六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字上屋敷九八の一部、一〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字野際一二九から一三二までの一部、一三五から一三八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字門田八五の一部、八七の一部、八八の一部、九六の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字上屋敷のうち九八の一部、一〇六の一部、一二七の一の一部、一二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福尾字野際一二九の一部、一三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二の一、七三の一部、七四から八〇まで及びこれらと一体をなす国有地、福尾字門田八一から八四までの一部、九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字野際一三七の一部、一三八の一部、一三九、一四〇の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>福尾字野際一四八の一部並びに福尾字地蔵本のうち一四九の一部、一五四から一五七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>福尾字宮ノ前</p>	<p>から四八の一まで、四九の一、五〇の一、五〇の二、五二の 一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字宮ノ前の全 域、福尾字宮ノ本三四五から三四七までの一部、三四八か ら三六〇まで、三六一の一部、三六二、三六三の一部及びこ れらと一体をなす国有地、福尾字桑木田三六六の一部、三 六七の二の一部、三六七の二の一部、三六八、三六九の一 部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字宮ノ西四九 一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字桑木田</p>	<p>福尾字上大屋六から八までの一部及びこれらと一体をな す国有地、福尾字冷り三六の一部及びこれと一体をなす国 有地、福尾字宮ノ本三六一の一部、三六三の一部、三六四の 一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字桑木田のうち 三六六の一部、三六七の二の一部、三六七の二の一部、三 六八、三六九の一部、三七二の一部、三七三の一部及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字荒堀三七四の 一の一部、三七六の二の一部、三七六の二の一部、三七七の 一部、三七八、三七九の一部及びこれらと一体をなす国有 地並びに福尾字弁天ノ前四七四の一部、四七五、四七六及 びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字上大屋二の二、三の一部、六の一部及びこれらと 一体をなす国有地、福尾字桑木田三七二の一部、三七三の 一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字荒堀のうち三 七四の二の一部、三七六の二の一部、三七六の二の一部、</p>	<p>福尾字下大屋 三七七の一部、三七八、三七九の一部及びこれらと一体を なす国有地以外の区域、福尾字下大屋のうち三九四から三 九六までの一部、三九七、三九八から四〇〇までの一部及 びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字上西野々 四〇二の二の一部、四〇二の二の一部、四〇三の一部及び これらと一体をなす国有地、福尾字洞戸ノ上四四二の一部 四四三から四四七まで、四四八の一部、四四九、四五〇の 一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字弁天ノ前 四七一から四七四までの一部及びこれらと一体をなす国有 地</p>
<p>福尾字下西野々</p>	<p>福尾字下西野々のうち四二六、四二七、四二八の一部、 四三九の一部、四四〇及びこれらと一体をなす国有地以外 の区域並びに福尾字洞戸ノ上四五〇の一部、四五一の一部 四五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字上西野々</p>	<p>福尾字下大屋三九四から三九六までの一部、三九七、三 九八から四〇〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、 福尾字上西野々のうち四〇二の二の一部、四〇二の二の一 部、四〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区 域、福尾字下西野々四二六、四二七、四二八の一部、四三 九の一部、四四〇及びこれらと一体をなす国有地並びに福 尾字洞戸ノ上四四一、四四二の一部、四五〇の一部、四五 一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字下大屋</p>	<p>福尾字洞戸ノ上のうち四四一から四四七まで、四四八の</p>

<p>福尾字洞戸ノ上</p>	<p>一部、四四九、四五〇の一部、四五一、四五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福尾字弁天ノ前四七〇の一部、四七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字弁天ノ前</p>	<p>福尾字弁天ノ前のうち四七〇の一部、四七一の一部、四七二から四七六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福尾字宮ノ西四七八の一部、四八〇の一部、四八一、四八三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字宮ノ西</p>	<p>福尾字宮ノ本三四七の一部、三六三の一部、三六四の一部、三六四の一及びこれらと一体をなす国有地、福尾字弁天ノ前四七一から四七四までの一部、四七四の一及びこれらと一体をなす国有地、福尾字宮ノ西のうち四七八の一部、四八〇の一部、四八一、四八三の一部、四九一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福尾字中坪六三一の一、六三二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字後田</p>	<p>福尾字宮ノ本三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字宮ノ西四九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字後田の全域</p>
<p>福尾字汐汲場</p>	<p>福尾字汐汲場のうち五六一、五六一内第一、五六二の一部、五六三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字下河原五六七、五六八の一部、五七一の六の一部、五七二の二の一部、五七三の二の一部、五七五の二の一部、五七五の二の一部、五七六、五七七の一、五七</p>
<p>福尾字汐汲場</p>	<p>七の二の一部、五七八の一、五七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字坂ノ下五八一の一部、五八五の一部、五九九の二の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部、六〇二の二の一部、六〇五の一部、六〇九の一部、六一〇の二の一部、六一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字下河原</p>	<p>福尾字下河原のうち五六七、五六八の一部、五七一の六の一部、五七二の二の一部、五七三の二の一部、五七五の二の一部、五七五の二の一部、五七六、五七七の一、五七七の二の一部、五七八の一、五七八の二の一部、五七九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福尾字汐汲場五六一、五六一内第一、五六二の一部、五六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字坂ノ下</p>	<p>福尾字下河原五七八の二の一部、五七九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字坂ノ下のうち五八一の一部、五八五の一部、五九九の二の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部、六〇二の二の一部、六〇五の一部、六〇九の一部、六一〇の二の一部、六一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福尾字中坪六三七の一部、六三九から六四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福尾字中坪</p>	<p>福尾字中坪のうち六三一の一、六三二の一、六三七の一部、六三九から六四三までの一部及びこれらと一体をなす</p>

福尾字中坪	<p>国有地以外の区域並びに福尾字倉垣六四五の一部、六五六の一部、六五七の一部、六五八、六五九、六六〇の一部、六六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
福尾字倉垣	<p>福尾字中坪六四〇から六四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字倉垣六四五の一部、六四六、六五一の一部、六五一の二の一部、六五三の一部、六五六の一部、六五七の一部、六五七の二の一部、六六〇の一部、六六一の二の一部、六六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
福尾字四反田	<p>福尾字倉垣のうち六四五、六四六、六五一の一部、六五一の二の一部、六五三の一部、六五六の一部、六五七の一部、六六〇の一部、六六一の二の一部、六六一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、福尾字四反田のうち六六七の一部、六六八の一部、六七二、六七三、六七四、六七五の一部、六七五の二、六七九の一部、六八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福尾字白河七〇八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
福尾字山崎	<p>福尾字四反田六六七の一部、六六八の一部、六七三、六七四、六七五の一部、六七五の二及びこれらと一体をなす国有地、福尾字山崎のうち六八三の一部、六八四の一部、六九一から六九四までの一部、六九五から六九八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに福尾字白河七〇四の一部</p>

福尾字白河	<p>福尾字四反田六七五の一部、六七九の一部、六八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、福尾字山崎六八三の一部、六八四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福尾字白河のうち六九九の一部、七〇一から七〇四までの一部、七〇八の一部、七二二の一部、七二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
国信字白川	<p>福尾字山崎六九四の一部、六九五の一部、六九六から六九八まで及びこれらと一体をなす国有地、福尾字白河六九九の一部、七〇一から七〇三までの一部、七二二の一部、七二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、国信字白川の全域並びに国信字山崎二二五の一部、二二六の一部、二一九の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
国信字山崎	<p>福尾字山崎六九一から六九五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに国信字山崎のうち二二五の一部、二一六の一部、二一九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
所子字新宮	<p>所子字新宮のうち七〇〇及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
廃止する字の名称	<p>福尾字野際、福尾字岩屋田、福尾字冷り、福尾字荒堀及び福尾字宮ノ本</p>

鳥取県告示第七百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
中西医院	境港市上道町七二三番地	昭和五十一年八月六日
本家内科	八頭郡若桜町大字浅井二五九番地の三	昭和五十一年九月十六日
たむら薬局	鳥取市西町三丁目三二二番地	昭和五十一年九月十四日
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二番地	昭和五十一年九月十八日

鳥取県告示第七百五十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び病院を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
中西医院	境港市上道町七二三番地一	昭和五十一年八月五日
竹内医院	気高郡気高町大字浜村字西浜七八三番地	昭和五十一年十月一日
田中病院	鳥取市本町四丁目二二〇番地	昭和五十一年八月三日

鳥取県告示第七百六十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字福原字ワラビ尾中谷六六三、六六四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字双ヶ滝下平五〇九の二、五〇九の三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字峠根山七三二の三（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六十三号

米子市古市五一番地牧茂富ほか十五人の者から設立認可申請のあつた米子市成実土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月二十四日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、上野福尾土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る上野福尾地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十五号

成実村土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したため、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十六号

昭和五十一年六月九日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（赤碕地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十七号

昭和五十一年八月五日付けで境港市から申請のあつた土地改良（森岡三軒屋地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十八号

昭和五十一年八月五日付けで境港市から申請のあつた土地改良（森岡地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十九号

河原町から申請のあつた町営土地改良(天神原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十号

河原町から申請のあつた町営土地改良(六日市地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十一号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(東山地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十二号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(上法万地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十三号

福部村から申請のあつた村営土地改良(県地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第二号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十一年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「辞令書」の下に「又は第二号様式による昇給（昇格）通知書」を加え、「行なう」を「行う」に、「配置換」を「配置換え」に、「内訓」を「内訓」に改め、「昇給又は昇格の発令については第二号様式による昇給（昇格）通知書をもつて」を削り、「かえる」を「代える」に改める。

第四条の見出しを「（人事異動通知書等の送付）」に改め、同条中「辞令書」の下に「又は昇給（昇格）通知書」を、「人事異動通知書」の下に「又は第四号様式による昇給（昇格）通知書」を加える。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

昇給（昇格）通知書

所属名	職員 コード	職 名 コード	氏 名	発令年月日			給料表 コード	等 級 コード	号給	給料月額 (円)	摘要
				年	月	日					

左記のとおり発令
したので通知する。
年 月 日
鳥取県教育委員会

第4号様式(第4条関係)

昇給(昇格)通知書

この訓令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附 則

第三号様式の次に次の様式を加える。

職名氏	職コード	給料表コード	等級コード	級号	要因コード	月数	最高給料月額	給を超える(円)	発令日付		No
									年	月 日	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											

上記のとおり発令されたので通知する。

年 月 日

鳥取県教育委員会教育長

給料表コード	行政	教育(一)	研究	医療(一)	現業	特1等級 は、Aと 表示する。	台帳等 手入印	履歴書	給与 カード	共済 原票	互助 原票	会 票	給与簿	照合
	公安	教育(二)	医療(二)	医療(三)										